

代行制度を考える（2）

「企業年金法」の4省案では「代行なし基金」を認め、「基金型企業年金」をその受け皿にする構想のようである。他に「企業型企業年金」も選択できるが、どの制度を選択するにせよ、企業は、改めて「代行制度」の意義について真剣に問い直す必要が生じよう。また、行政サイドも、「代行制度」の問題の所在と改善策について検討を迫られるだろうが、厚生年金本体の民営化の議論を避けられないと考えられる。

「代行返上」を否定する理由を見出すことは難しい。しかし、今後、厚生省が主張するように、本当に年収の20%まで厚生年金保険料の段階的引上げが可能なのだろうか。もし、それができずに厚生年金給付の再引下げのようなことが繰り返されるなら、その「代行」とは一体何だということにもなりかねない。代行返上は、厚生年金民営化の議論と無関係には論じられないと思われるが、まず、「代行制度」について、基本に戻って考えてみたい。

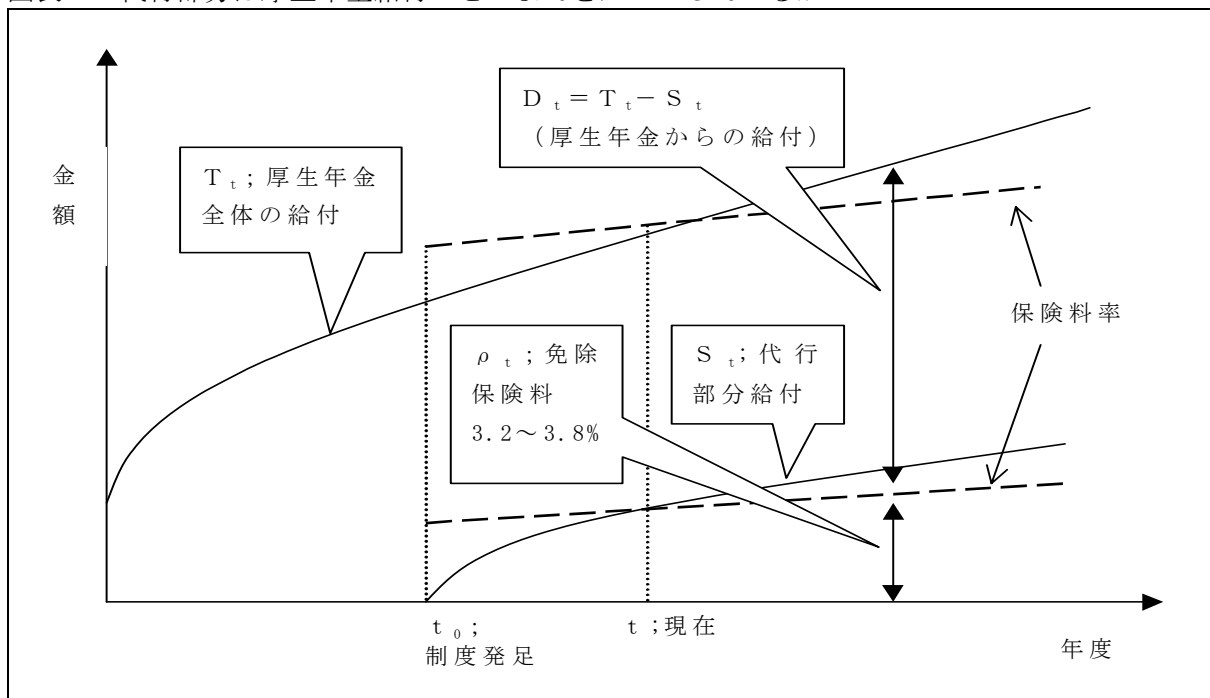
代行制度は、企業が設立する厚生年金基金が、老齢厚生年金（報酬比例部分）の一部給付の支給義務を国に「代行」して引き継ぐ代わりに、その給付に見合うコスト（免除保険料）を減免してもらおう制度である。現在、凍結中の厚生年金保険料17.35%（労使折半負担）のうち、3.2～3.8%が免除保険料となっている。厚生年金基金は、この「代行部分」に独自のプラス・アルファ給付を上乗せ（実質、代行給付の30%以上）し、「本格的な企業年金制度」の定着を意図したものとされる。

子細に見ると、類似制度としてよく引き合いに出されるイギリスの「適用除外制度」とは、かなり異なる性格を有する。代行給付は、まず、老齢厚生年金の給付全体の中で、僅かな部分しかカバーしていないという事実があげられよう。さらに、代行部分は、①老齢年金のみが対象（遺族、障害年金は対象外）、②基金設立後の期間しか通算しない、③過去の標準報酬の再評価は行わず、受給開始後のスライドもない、のが特長である。

これに対し、適用除外制度では、遺族年金も対象としており、「過去期間を通算」し、「支給開始年齢までの実質価値の維持」、「5%までの物価スライド」を義務づけており、一言で言えば、ある要件を満たせば国の規制を受けない民間の「職域年金制度」に移れる特長を持っている。

わが国の「代行制度」は、あくまでも厚生年金保険の枠内の制度であり、一部の法定給付に見合う保険料について民間での運用を認めたものに過ぎない。その性格は、「免除保険料」が厚生年金基金未加入企業も含めてプールした開放基金方式ベースで計算されるところにも現れているのである。

図表1 代行部分は厚生年金給付のどこまでをカバーしているか？



(出所) 「厚生年金・国民年金平成11年度財政再計算結果」(厚生省年金局数理課)

次に、イギリスの「適用除外制度」創設の沿革を辿ると、1974年当時、低所得層のために所得比例年金(SERPS; State Earnings Related Pension Scheme)を導入するときに、既にあった本格的な「職域年金制度」との負担の調整が必要になったことに由来する。すなわち、企業は「二重の負担」を嫌う一方で、企業年金の調整(給付削減)も現実的ではなかった。そこで、ある要件を満たす「職域年金制度」の加入員は、所得比例年金に加入しなくてもよいことにし、その代わりに国に納付する国民保険料を下げたのである。

その後、サッチャー政権は民営化政策を推し進め、個人単位でも「適用除外」ができるようにした。小さな政府というサッチャリズムがその背景にあり、年金民営化への政策的誘導が意図的に行われたのである。

イギリスの場合、一階の「基礎年金」、二階の「所得比例年金」の水準は元々、決して高くなかったのであるが、ブレア政権になってからも財政難から、「所得比例年金」を「第2公的年金」に組み替えて、低所得層への所得再配分機能を強化するとともに、「ステークホルダー年金」を導入して、低廉な手数料で個人年金の普及を図る更なる改革を進めている。

「代行制度」の問題点の多くは、民営化という理念のもとに導入されたイギリスの「適用除外制度」と異なり、厚生年金法の枠内で一部の保険料を「免除」して部分積立を認めるという、半官半民の「中途半端」な仕組みに由来しているように見える。そこで、高齢年金給付全体を「適用除外」して、自立した民間企業年金の性格を強めるような改革が求められているのではないだろうか。